

沖縄戦に関する新資料の紹介～援護業務関係文書を中心に～

仲本 和彦†

はじめに

1 援護業務について

1-1 援護法の制定

1-2 沖縄の特殊事情①沖縄戦と米国統治

1-3 沖縄の特殊事情②一般住民への援護法の適用

2 援護業務関係文書と歴史認識問題

3 援護業務関係文書を利用する上での課題

3-1 2つの出所

3-2 未整理文書

3-3 個人情報保護

4 求められるレファレンス力の向上

4-1 文書群の特徴の把握

4-2 目録情報の充実

おわりに

付録：主な文書群の紹介

はじめに

2015年（平成27）は沖縄戦の終結から70年目の節目であった。県内各地でさまざまな催しが行われ、新聞やテレビでも多様な企画が展開された¹。沖縄県公文書館（以下、「当館」）でも6月23日の慰霊の日を前に「沖縄戦記録映像 1フィートフィルム上映会」と題した映写会を開催した。また、9月からは「戦後と援護」と題した展示会をスタートさせ、翌3月までの約半年にわたって開催した。展示会の関連企画、アーカイブ・トーク「援護法と靖国神社合祀」でも多くの関心を集めた。

戦後70年企画で中心的な役割を担ったのが、琉球政府や沖縄県から引渡された援護業務にかかる文書群であった。援護業務とは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」²（以下、「援護法」）や「恩給法」等に基づいて国や地方公共団体が公務上負傷、疾病、死亡した軍人軍属等またはその遺族に対して年金や一時金を支給する業務のことである。沖縄戦から70年が過ぎ、沖縄戦に関する記録のほとんどは出尽くしたかのように思われていたが³、新たに紹介された援護業務にかかる文書群には、援護法の適

† なかもと かずひこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書主任専門員（資料提供部門）

¹ 新聞では沖縄タイムス社「戦後70年 地に刻む沖縄戦」「キーワード沖縄戦」、琉球新報社「未来に伝える沖縄戦」「沖縄戦70年」、テレビでは、日本放送協会『NHKスペシャル』「沖縄戦 全記録」（2015年6月14日）、『ETV特集』「書きかえられた”沖縄戦～国家と戦死者・知られざる記録～」（同8月15日）等。

² 軍人・軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障害者本人には障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し援護を行うことを目的とする法律で、1952年（昭和27）4月に制定された。

³ 沖縄戦中に作成された記録としては、日本側の記録は爆撃等で焼失したか、戦場で故意に廃棄されたためほとんど残っておらず、〈勝者〉である米軍が残したものがほとんどである。それらは、米国国立公文書館などに保存されており、当館をはじめ東京の国立国会図書館、NHK沖縄放送局、1フィート運動の会等により収集されてきた。一方、わずか残っていた日本軍の資料は、戦場で米軍に鹵獲され、米国に渡っていた。それらは、1950年代初めに米国政府から日本政府に返還され、現在、防衛省防衛研究所が所蔵している。

用を受けるために本人または遺族から提出された「戦闘参加者についての申立書」「行動経過書」「現認証明書」など戦場での様子が細かく記述された記録が含まれており、沖縄戦のみならず戦後の社会保障制度、ひいては戦後沖縄社会の歩みを検証するための歴史資料として注目が集まった⁴。

沖縄では、1953年（昭和28）4月、琉球政府社会局に援護課が設置され、援護業務が始まった⁵。以後、今日に至るまで同様の事務が行われている。ちなみに当館が1995年（平成7）の開館と同時に公開した琉球政府文書には約1,000件の援護業務関係文書がある。その後、2011年度（平成23）に沖縄県福祉保健部福祉援護課（以下、「援護課」）から4,113件に及ぶ大量の文書引渡を受けた⁶。その結果、現在、当館は約5,100件の援護業務関係文書を所蔵しており、そのうち約2,700件が目録に登載され、利用に供されている。しかし、これらの文書の利用には課題も多い。援護業務が主に給付金等の給付事務であることから、多くの個人情報が含まれているのである。そのため、現時点では文書の大半に利用制限がかけられている。

個人のプライバシーを保護しつつも歴史資料としての効用を最大限に発揮させるにはどうすればよいか――。

筆者は2014年度（平成26）からこれらの資料を提供する業務に携わっている。本稿では、これら援護関係業務文書の概要を紹介するとともに提供上の課題と解決策について考えてみたい。

1 援護業務について

1-1 援護法の制定

資料の概要を見ていく前に、援護業務の歴史を簡単に振り返っておく。

第二次世界大戦の終盤、わが国は国内に約239万人、国外に約308万人もの兵力を展開していた⁷。そして、1945年（昭和20）8月、終戦を迎える。同時に、軍の体制は〈戦時〉から〈平時〉状態に戻された。日本政府はアジア太平洋全域に展開していた五百数十万人の兵隊を〈動員〉状態から〈服務待機〉の状態に戻す復員処理の業務を行うことになる⁸。具体的には、名簿の上で〈未帰還〉のままになっている者について、生存、死亡または負傷の状態を調査した上で身分や死因等について最終の決定をなす業務である⁹。

そうして復員処理された軍人・軍属のうち公務上負傷または疾病にかかり、これにより障害を負うかまたは死亡した場合には恩給法¹⁰によって「傷病恩給」や「公務扶助料」が支給されることになっていた。しかし、1946年（昭和21）、日本を占領していた連合軍は、敗戦後の国民生活がきわめて厳しい時期に軍人・軍属またはその遺族であることにより一般の困窮者とは区別して優遇されると

⁴ これらの添付書類は、兵士だけでなくいわゆる〈戦闘参加者〉と区分された住民が戦争中にどのような状況に置かれていたのか、どのように負傷または死亡していったのかなどが詳しく記されている。

⁵ 援護課は戦前にも存在した。戦後設置された援護課はその後組織改編を繰り返し、2016年（平成28）3月現在、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課の援護班として業務を行っている。2015年度（平成27）の同班の所掌事務は、①援護年金などに関すること、②特別給付金や特別弔慰金などに関すること、③戦傷病者への特別援護制度に関すること、④軍人恩給などに関すること、⑤中国帰国者の援護に関すること、となっている。

⁶ 援護課からの引渡文書の詳細については齊藤郁子「復員処理業務についての覚書と沖縄県福祉保健部福祉・援護課文書の概要」『沖縄県公文書館研究紀要 第16号』（沖縄県文化振興会 2014年）を参照のこと。

⁷ 近藤貴明「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録―工員名簿、工員手帳、共済組合原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」『大原社会問題研究所雑誌 第638号』（法政大学大原社会問題研究所 2011年）p.24

⁸ 当初は陸軍省と海軍省によってなされていたが、1945年（昭和20）11月に両省は解体され、それぞれ第一復員省、第二復員省として業務を引き継いだ。

⁹ 前掲、齊藤 p.2

¹⁰ 旧陸海軍は1871年（明治4）に設立され、1945年（昭和20）まで存続した。1875年（明治8）には、佐賀の乱、台湾出兵等を背景に、陸軍軍人を対象とした恩給制度が1875年（明治8）に発足した。

いう制度は好ましくないとして恩給法を廃止した¹¹。無条件降伏を受け入れていた日本政府はこの決定を受けざるを得なかったが、戦争によって一家の大黒柱を失った未亡人や家族の困窮状況を放置すべきではないとして、1952年（昭和27）4月、講和条約の発効にあわせて援護法として制度を復活させた。これにより、軍人軍属等の公務上の負傷もしくは疾病又は死亡に関しては、本人や遺族に対する「遺族年金」や「弔慰金」が支給されることになった¹²。1953年（昭和28）には恩給法も復活した¹³。現在、戦没者の遺族及び戦傷病者等の援護は、援護法、恩給法によるほか、特別弔慰金支給法や各種の特別給付金支給法により行われている。

1-2 沖縄の特殊事情①沖縄戦と米国統治

次に援護法にかかる沖縄の特殊事情について触れておく。1952年（昭和27）4月にわが国で援護法が施行された際、米国の施政権下にあった沖縄は適用から除外された。しかし、日本政府は戦争で多くの犠牲者を出した沖縄にこそ援護法を適用させるべきだとして、米国政府と粘り強く交渉を行い、適用に向けた準備を進めていく。まず、同年7月に日本政府南方連絡事務所を那覇に開設する。同所は日本政府が沖縄で援護業務を行うことを主目的とした組織であった。そして、米国政府との折衝の結果、1953年（昭和28）3月に沖縄への援護法適用が決まった。これを受けて、琉球政府は同年4月から社会局に援護課を設置し、職員16名体制で援護業務をスタートさせた。

しかし、沖縄での援護業務には多くの壁が立ちはだかっていた。すでに終戦から8年も経過しており、本土では復員処理がほぼ終わろうとしていたが、戦争によって戸籍をはじめとする公文書が焼失し、しかも米国の直接統治下にあった沖縄は全く状況が違っていた。実は沖縄への援護法適用の話が持ち上がった際にも「復員を未処理のまま援護業務にあたることは実務上支障が生じる」として反対の声すらあがっていたが、甚大な戦争犠牲者を出したことに加え、日本から行政も分離されている沖縄にこそ早急に援護の手を差し伸べるべきだという〈現実論〉が勝り、復員処理も終わらないままに援護事務が進められることになっていた¹⁴。

沖縄への援護法の適用が決まると、日本政府はさっそく厚生省の事務官を沖縄に派遣し、調査に着手した。そして、「旧軍人軍属の復員、援護、恩給等要処理調査票」約45,000人分を回収した。ところが、その調査票は内容が複雑で集計作業も難渋したため、処理が遅々として進まなかった。戸籍簿の焼失も作業の進捗を阻む大きな要因となった。そこで、事務機構の確立と滅失資料の整備が最重点課題として位置づけられ、琉球政府は1954年（昭和29）に嘱託員18名を増員、各市町村も政府からの6割補助で援護担当職員を85名配置し、事務の促進を図った¹⁵。1955年（昭和30）、厚生省から再び事務官が来島し、さらなる実態調査を行うとともに関係機関との調整の結果、沖縄に限っては従来の復員処理要領の枠をはずして、遺族が申告した調査票に補足する程度で申請を受理するという決定がなされた。これにより援護法適用の事務は大幅に進むことになった¹⁶。

¹¹ ただし重症者に係る傷病恩給は除かれた。

¹² 援護法の対象は、恩給を停止された軍人・軍属及びその遺族とされた。

¹³ 例外的なものを除き、恩給の適用を受ける軍人は、援護法からは除外されることとなった。また、1959年（昭和34）には、国家公務員共済組合法が施行され、公務員の年金制度は恩給から共済年金に移行している。

¹⁴ 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ ―沖縄戦終結50周年記念』（沖縄県生活福祉部援護課 1996年）pp.11-12

¹⁵ 同上。

¹⁶ 前掲、齊藤 pp.4-5

1-3 沖縄の特殊事情②一般住民への援護法の適用

沖縄では日米両軍による激しい戦闘が地上だけでなく海上でも展開されたため、軍人・軍属以外にも約10万人もの一般住民が巻き込まれ死亡している。戦闘自体がいわゆる〈軍官民一体〉だったため、住民の中には軍の作戦に直接関わって死亡した者も多くいた。しかし、援護法は一般住民を対象としていなかったため、当初から沖縄戦については国の責任でどこまで援護するかが問題となっていた。

そのうち、「ひめゆり」「白梅」などで知られる女子学徒については、看護婦として従軍した者は軍属として取り扱われることが1953年(昭和28)の援護法適用時にすでに定められていた。その後、「鉄血勤皇隊」として知られる男子学徒についても軍人として取り扱われることが1956年(昭和31)に決まった。大きな課題はその他、軍の作戦に関わった一般住民の扱いをどうすべきかであった。

そこで日本政府は、1957年(昭和32)、戦闘に巻き込まれた一般住民についての実態調査に乗り出す。厚生省から派遣された3名の事務官が約1ヶ月半にわたって沖縄各地を回り、聞き取り調査を行った¹⁷。その結果、沖縄戦では軍人・軍属ではないにも関わらず、現場で軍に徴用され負傷または死亡した人、軍の要請により戦闘に協力して負傷または死亡した人々が多数いたことが判明した。そこで、これらの人々については「戦闘参加者」¹⁸という類型を新たに設けて準軍属扱いすることとし、援護法の対象者に含めるという決定がなされた。

この決定に基づいて法律の整備が進められ、1958年(昭和33)に援護法が改正された。そこでは、戦闘参加者の他、国家総動員法関係者(被徴用者、動員学徒、女子挺身隊)、国民義勇隊員、満州開拓青年義勇隊員、特別未帰還者等に遺族給与金が支給されることになった。戦闘参加者と認定されるか否かの線引きは「軍への積極的な協力」の有無で決められた。したがって、沖縄戦の歴史認識問題でよく取り沙汰される日本軍による壕の追い出しやスパイ嫌疑による斬殺などのケースも分類上は〈軍への協力〉と見なされることになった。その際、壕の追い出しについては、遺族が事実のまま申請しても却下される場合があり、給付金の承認のために必要だとして窓口の給付担当職員の〈厚意〉により「壕の提供」と書き直させられるケースが生じた¹⁹。これがのちに歴史認識の問題で物議を醸すことになる。

その後も遺族会などからの要請に基づいて、他の一般住民へ適用が拡大していく。例えば、1944年(昭和19)に沖縄から長崎に向かう途中で撃沈され、一般疎開者1,484人(うち学童737人)の犠牲者を出した学童疎開船「対馬丸」については、戦時中に国の政策として進められた事実に鑑み、1962年(昭和37)、見舞金が支給されることになった²⁰。さらに1977年(昭和52)には援護法による遺族給与金の10分の5相当額が満60歳以上の対馬丸犠牲者の遺族に対して支払われることも決まった²¹。

援護法適用範囲の拡大は1980年代になっても続けられる。当初、戦闘参加者については、〈軍との雇用関係が成り立つ者〉〈軍の命令を聞き分けられる者〉ということで、小学校適齢年齢である「6

¹⁷ 前掲、『沖縄の援護のあゆみ』p.12

¹⁸ 戦闘参加者とは、①義勇隊、②直接戦闘、③弾薬・食糧・患者等の輸送、④陣地構築、⑤炊事・救護等の雑役、⑥食糧供出、⑦四散部隊への協力、⑧壕の提供、⑨職域による協力、⑩区村長としての協力、⑪海上脱出者のくり舟輸送、⑫特殊技術者、⑬馬糧蒐集、⑭飛行場破壊、⑮集団自決、⑯道案内、⑰遊撃戦協力、⑱スパイ嫌疑による斬殺、⑲漁撈勤務、⑳勤労奉仕作業などに従事した一般住民と分類されている。

¹⁹ 石原昌家『『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』—『靖国思想』が凝縮した『援護法用語の集団自決』—『沖縄国際大学社会文化研究 Vol.10, No.1』(沖縄国際大学社会文化学会 2007年3月) pp.46-47

²⁰ 対馬丸については、集団疎開が政府の指令に基づいて県当局並びに現地軍によって計画、実施された事実に鑑みて、戦闘参加者に準ずる処遇をするようにと遺族会から長い間要請が続けられていた。

²¹ 1966年(昭和41)には靖国神社への合祀も認められている。前掲、『沖縄の援護のあゆみ』pp.143-144

歳以上」という年齢制限が設けられていた。しかし、保護者と一体となって行動せざるを得なかった状況を考慮してほしいという沖縄戦傷害者の会などからの要請を受けて、国は1981年（昭和56）、6歳未満の者についても保護者の戦闘参加の実態に応じて援護法を適用する決定を下した。同じように多くの県系人が犠牲となったサイパン、テニアンなど外地における6歳未満についても県遺族連合会や南洋群島帰還者の会からの要請を受けて1988年（昭和63）に援護法が適用されることになった²²。援護法に基づく戦闘参加者への弔慰金の支給は1995年（平成7）の時点で52,272人に上っている²³。

2 援護業務関係文書と歴史認識問題

これまで見てきたように、沖縄において援護法が適用されるに至った背景や経緯は複雑である。そして、援護関係業務から派生した公文書の中身がそういう複雑な状況を反映したものになっていることは想像に難くない。その中でも特に一般住民に援護法を適用するにあたっての審査関係書類、つまり本人や遺族から提出された「戦闘参加者についての申立書」「行動経過書」「現認証明書」などには戦場での様子が細かく記述されており、沖縄戦の実相のみならず戦後の社会保障制度や戦後沖縄の歩みの検証を可能にする記録としてたいへん貴重なものである。

ところが、これら公文書に記された内容が「沖縄戦の実相を歪めることにつながる」と危惧する声もある²⁴。先にも触れたように、1950年代に行われた厚生省による実態調査において、日本軍によって壕を追い出されたり、スパイ嫌疑により斬殺されたりした一般住民がいた事実が判明した。そのような人々が戦闘参加者に認定されるためには〈軍への積極的な協力〉が鍵であった。そのために、実際には壕を追い出されて死傷した場合でも、申請窓口の担当職員の〈厚意〉により「壕の提供」と書き直させられるケースがあった。他にも、日本軍から手榴弾を渡され自殺した住民、いわゆる「集団自決」の犠牲者も戦闘参加者と分類されている。ちなみに、そこで使われている「自決」という言葉は、本来軍人に対して用いられるものであるが、そのように戦闘参加者と認定されたすべての者が祭神として靖国神社に合祀されていった。危惧する声とは、このような〈事実〉からは「沖縄では多くの住民は軍と一体になって戦い、積極的に死を選んだ」という歴史認識を後世に引き継いでしまうというものである。沖縄戦のことを証言できる体験者が年々少なくなっていく中、記録の持つ価値はこれまで以上に高まっていくに違いないが、援護業務関係文書に限ってはこうした、記録が作成されていく〈過程〉や〈背景〉を顧みないと、誤った歴史認識を持ってしまうという指摘は否定できないのであろう。

実際に沖縄戦をめぐるのは、「集団自決」は軍命によるものだったのか、それとも住民自ら選んだ道だったのかという論争や法廷闘争が起きている²⁵。戦後70年経った現在、従軍慰安婦問題が中国や韓国との外交問題にまで発展している状況もある。過去に起こったことをどのように検証するのか。残された記録はどのように活用されるのか。今後、これら援護業務関係文書は「公文書に必ずしも真実が記されているわけでない」というケースとして読み解かれるのか、それとも「戦後沖縄における複雑な社会情勢を如実に映し出している」ケースとして読み解かれるか。いずれにせよ、これらの文書は沖縄戦や戦後沖縄社会のありようを検証する重要な歴史資料として大きな可能性を秘めており、

²² 同上、pp.12-14

²³ 同上、pp.15-16

²⁴ 前掲、石原p.43

²⁵ 例を挙げると、高校歴史教科書の沖縄戦における集団自決に関する記述で争った第3次家永教科書裁判（1984年）、小泉純一郎首相の靖国神社参拝を違憲として争った沖縄靖国訴訟（2002年）、阿嘉島の集団自決における軍命の有無で争った大江・岩波裁判（2005年）などがある。

当館はそれを可能にするような環境作りをしていかなければならないことは間違いない。歴史の〈真実〉に迫るには、できるだけ多くの〈事実〉を突き合わせる必要があるからだ。しかし、これらの文書の利活用は一筋縄にはいかない。次章では援護業務関係文書を利用する上での課題について見ていくことにする。

3 援護業務関係文書を利用する上での課題

3-1 2つの出所

これらの援護業務関係文書を利用する上でまず留意しなければならないのが、文書群が「琉球政府文書」(1945-1972年)と「沖縄県文書」(1972年-)の2つに分かれているという点である(表1の下線部参照)。琉球政府文書は沖縄の日本復帰に伴い琉球政府から沖縄県へ引き継がれた文書のうち、琉球政府の閉庁時に行政事務上必要な保存期間を満了した非現用文書として、当時の琉球政府立沖縄史料編集所が保管していた文書を主とする資料群である²⁶。総量約17万簿冊におよび、当館が1995年(平成7)に開館した際の目玉資料として一般利用が開始された。

一方、当館の開館以来、沖縄県から毎年引渡されてくる文書群が沖縄県文書であり、毎年数千箱を受入れている。これらは評価選別された後に整理され、所蔵資料目録に登録される。ちなみに、現在、目録に登録されている援護業務関係文書の総量は約2,700件である。そのうち琉球政府文書として登録されているのは約1,000件、沖縄県文書として登録されているのは約1,700件である。

琉球政府文書と沖縄県文書を援護関係のシリーズはそれぞれ次頁の表2、表3のようにになっている。一つの特徴としては、琉球政府文書については1972年の閉庁時に残っていた文書は評価選別せずすべて保存するという決定がなされたため²⁷、現在の評価選別基準なら廃棄処分されるような「給与」「研修」「人事」に関するシリーズまでも存在している点である²⁸。一方の沖縄県文書は当館が2006年度(平成18)から採り入れている「シリーズ別評価選別」²⁹の方法で廃棄処分もされるため、シリーズの数においても中身においてもより厳選されている。

もう一つの特徴は、沖縄県文書の中にも1950年代や1960年代の援護業務関係文書が多く含まれていることである。例えば、「沖縄県人留守名簿」「沖縄防衛召集者名簿」「死亡公報綴」「死没者原簿」「病

表1：沖縄県公文書館資料の階層(一部)

●沖縄県資料
▼沖縄県文書
・戦前の沖縄県文書(1945年)
・ <u>琉球政府文書(1945-1972年)</u>
・ <u>沖縄県文書(1972年-)</u>
▼沖縄県刊行物
●その他資料
▼文書
・米国収集資料
・档案史料
・古文書
・個人文書
・団体文書
・国・地方公共団体の文書
▼刊行物

²⁶ 琉球政府が発足したのは1952年(昭和27)4月だが、その文書群には沖縄諮詢会、沖縄民政府、沖縄群島政府など1945年(昭和20)から1952年(昭和27)までの地元行政組織の文書も含まれる。

²⁷ 「沖縄県公文書館開館10周年記念シンポジウム記録『琉球政府の記録から何を学ぶか』」『沖縄県公文書館研究紀要第9号』(沖縄県公文書館 2007年) pp.117-136

²⁸ 1970年1月1日付琉球政府訓令第1号「行政文書管理規程」により琉球政府文書は廃棄せずに原則すべて凍結されることになった。さらに、1972年(昭和47)1月20日に琉球政府局長会議で決定された「琉球政府公文書類の引き継ぎ要領」により、これらの文書はすべて新生沖縄県に引き継ぐことが決定された。豊見山和美「沖縄県における公文書の管理と公文書館4年間の実践と今後の展望」『沖縄県公文書館研究紀要 第2号』(沖縄県公文書館 2002年) pp.32-33

²⁹ 大城博光「公文書の評価選別ガイドライン構築に向けた中間報告」『沖縄県公文書館研究紀要 第11号』(沖縄県文化振興会 2009年) pp.71-86

床日誌」「留守名簿」「戦闘参加該当予定者名簿」などは、琉球政府時代に作成・収受された文書である。その理由は、公文書館では一般的に「出所の原則」によって文書を分類するため、元々は琉球政府で作成・収受された文書でも日本復帰後に沖縄県から引渡されたものは、沖縄県文書として分類されるからである。このように、同時期に作成・収受された文書であっても、引渡の経緯によって違う文書群に分類されていることは、利用者には理解し難いことであろう。この問題を解決するには、レファレンスサービスの充実が鍵となる。その点については第4章で詳しく述べることとする。

表2：琉球政府文書（1945-1972年）の援護課シリーズ

(1) 援護に関する文書	(10) 庶務に関する書類
(2) 会議に関する書類	(11) 人事に関する書類
(3) 会計に関する書類	(12) 組織及び定員に関する書類
(4) 官紀及び服務に関する書類	(13) 陳情・要請に関する書類
(5) 議会对策資料	(14) 日本政府援助に関する書類
(6) 給与に関する書類	(15) 表彰に関する書類
(7) 研修に関する書類	(16) 文書管理に関する書類
(8) 公聴・広報に関する書類	(17) 法令及び例規に関する書類
(9) 社会福祉事業に関する書類	(18) 予算及び決算に関する書類

表3：沖縄県文書（1972年 - ）の援護課シリーズ

(1) 旧軍人軍属の復員処理に関する文書
(2) 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する文書
(3) 戦没者等遺族及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する文書
(4) 戦没者等遺族に対する特別弔慰金の支給に関する文書
(5) 対馬丸遭難学童の遺族に対する特別給付金の支給に関する文書
(6) 戦没者等の叙位・叙勲に関する文書
(7) 戦没者の慰霊に関する文書
(8) 公有財産関係

3-2 未整理文書

次に留意しなければならないことは、現時点で当館で利用できる援護業務関係文書はまだ全体のごく一部でしかないという点である。冒頭で触れたように、当館は2011年度（平成23）に沖縄県福祉保健部福祉援護課から4,113件に及ぶ文書の引渡を受けたが、そのうち2016年（平成28）3月の時点で所蔵資料目録に登載されているのは約2,400件である。未だに1,700件に及ぶ文書が未整理のまま書庫に眠っている。これら未整理文書に対する閲覧申請は「引渡文書目録」³⁰から可能ではあるが、その目録情報が簿冊単位ではなく箱単位であることや個人情報への審査がなされていないことなどから、現時点で広く利用に供するのは難しい。現在、評価選別作業が進められており、『戦傷病者戦没者遺族等援護法』に基づく援護事業に関する文書「恩給法に基づく国の裁定による恩給支給事務に関する文書」「靖国神社に関する文書」などのシリーズが2015年度（平成27）中には新たに保存文書に加えられる予定であるが、所蔵資料目録に登載されるまでにはまだ時間がかかる³¹。

³⁰ 当館では沖縄県から引渡を受けて書架に配架すると、引渡文書目録に登載し、箱単位ではあるが、「引渡コード」「所管課名」「所属年度」「保存期間」「保存箱番号」「類名」「書架コード」などをキーワードとしてホームページで検索できるようにしている。

³¹ 前掲、齊藤 pp.7-8

また、現在、援護業務を担っている沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課援護班では、軍歴証明や各種給付関係業務に必要な書類が日々作成され、現用文書³²として保管されている。これらの文書は援護業務が存続している間は引渡が見込めない。以上のような理由から、援護業務にかかる文書の全体像は未だ確定していないというのが現状である。

3-3 個人情報保護

援護業務関係文書は基本的には給付金等の給付事務関係書類であるため、その中には多くの個人情報が含まれている。そのうち死没者のみに関する情報であればプライバシー性はもはや消滅したもものとして公開しているが³³、生存者であれば、恩給や各種給付金に関する情報は当館の管理規則第4条の「財産、所得又は経済活動」の類型にあてはまり、文書の作成から50年間は利用制限される。また、遺族に対する年金や各種給付金の支給に関する情報であれば、「保護又は扶助の措置」の類型にあてはまり、文書の作成から80年間利用が制限される。援護業務関係文書の多くが1950年代から60年代にかけて作成されていることから、これらが本格的に利用に供されるようになるのは80年後の2030年代から2040年代で、少なくともあと15年くらいは待たなくてはならない。このことが、父親や祖父の軍歴が知りたいという人や沖縄戦または援護法について研究している研究者やマスコミ関係者にとっては大きな壁となって立ちはだかっている。

この課題に対する現時点での対応としては、3親等以内の親族に対しては、続柄が証明できる書類の提示を受けた上で当該個人に関する部分の写しを提供するようにしている。また、一般の研究者やマスコミ関係者などに対しては、閲覧したい簿冊を丸ごと複写申請してもらい、個人が特定できないようにマスキング処理を施した上で提供している。丸ごとの複写にはかなりの費用がかかる上、マスキング処理に数カ月かかる場合もあり、利用者及び当館職員にとっても大きな負担になっている³⁴。

4 求められるレファレンス力の向上

前章で触れたように、援護業務関係文書は利用の面でさまざまな課題を抱えているが、それを克服するための鍵は職員のレファレンス力である。

戦後70年関連企画でさまざまな援護業務関係文書を紹介して以来、閲覧室では「自分の父がどこでどのように亡くなったのか知りたい」といったような個人の軍歴に関するレファレンスが増えてきている。このような自らのルーツに関わるような問い合わせは、時の経過を経ても減るようなものではない³⁵。問題なのは、これらのレファレンスに応えることが容易ではないということだ。と言うのも、先に触れたように、これらの資料のほとんどは現時点では非公開であり、他の資料と違って閲覧申請

³² 原課で日常的に使われている文書を「現用文書」という。使用頻度が減り、年に数回参照する程度になると「半現用文書」と呼び、通常は事務所以外の中間的な書庫で保管される。原課としてはもはや使う必要がなくなったものを「非現用文書」といい、廃棄されるか公文書館へ引渡される。

³³ 沖縄県個人情報保護条例第2条において個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」と定義されている。

³⁴ マスキング作業には膨大な時間がかかるため、大量申請の場合には、申請してから完了するまでに半年待ちというのも珍しくない。

³⁵ 公文書館を利用するのは研究者やマスコミ関係者だけではない。実は、閲覧室の利用者で最も多いのは、土地所有権関係資料や家譜を調べにくる一般県民である。これは、沖縄においては戦争によって戸籍や土地台帳をはじめとする重要な公文書が焼失してしまったことと無関係ではない。とりわけ家譜に関しては「自分のルーツを探りたい」という、人間が持つ本来的な欲求であろう。膨大な利用者数を誇る米国国立公文書館でもその大半はルーツ探しの一般市民である。

してもらい利用者自身に手に取って調べてもらうということができない。軍歴証明は現在、沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課援護班の所掌事務に位置付けられているため、同班に直接問い合わせるよう案内することもできるが、〈たらい回し〉されているような印象を利用者に持たれる恐れもある。実際、過去にはそのようなクレームもあった。そこで当館では可能な限り資料を特定するよう努めてはいるが、そもそも資料目録が個人名で検索できるようになっていないため、職員が簿冊を片っ端から見なければならぬといったケースが多々ある。これが実際に閲覧室の業務を圧迫することにつながっている。この問題の解決には〈人〉と〈道具〉の力が重要になる。

4-1 文書群の特徴の把握

まず、閲覧室の職員は、個人の軍歴照会に有用な情報を含む文書群は何かを把握し、照会者に的確にアドバイスできるようにする必要がある。

先述したように、当館は2011年度（平成23）に当時の沖縄県福祉援護課から大量の引渡を受け、以前に比べると多様な資料が提供できるようになっている。しかし、つい最近まで職員には資料の中身や文書群の違いがよく分からなかったために、軍歴照会と言えば、「陸軍兵籍簿」（巻末付録参照）を案内するのが常だった。ところが、探している情報が見つからないことも多々あったため、県の援護班に指導を仰いだところ、陸軍兵籍簿が万能ではないことが分かった。それもそのはず、陸軍兵籍簿はそもそも陸軍のみであり、軍人、軍属が中心である。野戦病院での病床日誌、病歴書、死亡証書、戦病死状況概要等が添付されているケースもあり沖縄戦の記録として一級品であること間違いはないが、沖縄戦のすべての参加者のものが綴られているわけではない³⁶。したがって、いつ軍に召集され、どの部隊に所属していたかを調べるだけならむしろ「本籍地名簿」（巻末付録参照）を参照したほうがよいということになる。

その他、「平和の礎」を作る際の基データになったとされる「死亡者原簿」（巻末付録参照）も死亡者の所属を調べるのに適している。また、2016年（平成28）3月時点では未整理であるが、「援護適格者名簿」³⁷も軍歴照会に活用できることが分かってきた。

援護業務関係文書を使ったサービスの提供はまだまだ緒についたばかりで職員も分からないことが多いが、利用者ニーズを正確に把握し、適当な文書群を見極めて的確なサービスが提供できるようにしていきたい。

4-2 目録情報の充実

先述したように、陸軍兵籍簿は沖縄戦の記録としては一級品であるが、劣化が進んでいることも利用を妨げるもう一つの要因になっている³⁸。現在、原本を出納しなくても済むようデジタル化などの媒体変換作業にも取り組んでいるが、それが完了するまでにはまだ時間がかかる。今後は原本をすべてめくらなくても該当箇所が特定できるように氏名、本籍地、生年月日などでデータベースを構築す

³⁶ その理由は、沖縄で保管されていた沖縄県本籍のものは沖縄戦で焼失してしまい、当館が保管しているものは本土に残っていた沖縄本籍分を戦後集めて編綴したものだからである。

³⁷ 援護法の適用を受けた軍人、軍属、準軍属が本籍市町村別、50音順に編綴されている。内容は、所属部隊、階級、本籍、留守担当者、死亡緒言（区分、場所、事由）となっている。2016年（平成28）年3月時点では未整理。

³⁸ 保存箱に横置きで収納しているだけでも紙片が剥離して落下している簿冊もあり、たいへん憂慮すべき状況である。2003年度（平成15）から2004年度（平成16）にかけて実施した「琉球政府文書保存状態調査」によって、214簿冊のうち27簿冊が「強劣化」、残りの187簿冊は「弱劣化」と診断されている。強劣化と診断された簿冊は「琉球政府文書緊急保存措置事業」等により補修を実施した。『沖縄県公文書館だより ARCHIVES 第46号』（沖縄県文化振興会 2014年）

る必要がある。ただ、この作業には膨大な時間がかかり、現在の閲覧室の人員配置では難しい。他部署と連携して進めていくか³⁹、ボランティアの活用なども考えられよう。閲覧室でのサービス向上のためにはこうした部門間の連携が不可欠である⁴⁰。

おわりに

今や沖縄戦体験を語れる人は全人口の2割を切っていると言われ⁴¹、今後は戦争の記憶を後世に引き継ぐ手段として体験者が残した証言や本稿で紹介した公文書などの〈記録〉がより重要になっていくことは間違いない。ここで紹介してきた援護業務関係文書は、利用価値の面から土地所有申請書と並んで今後は当館の代表的な文書群に成り得る可能性がある。しかし、これまで見てきたように、保存、整理、公開の観点から課題も多い。この貴重な歴史資料を十分に活用していくためには、館のリソースを集中的に配分するなどの施策も必要となろう。本稿がその認識を広く共有する契機となれば幸いである。

³⁹ ただし、現状ではその対応は難しい。現在、沖縄県公文書館には指定管理制度が導入されており、年度ごとに事業の達成目標が設定され、それに基づいて外部評価が行われている。整理業務の場合には、年間目標の2,200件が達成できなければ4段階の3以下の評価を受けることになるため、例えば陸軍兵籍簿のように一冊当たり約90人分の書類が綴られている簿冊から個人名を拾い上げていくといった対応は難しいのが現状である。

⁴⁰ 実際に連携した例がある。全部で214冊ある陸軍兵籍簿は生死別、本籍地・氏名の順に綴られているが、これまではその情報が資料タイトルに反映されていなかったため、ある人物の書類を特定するのに何簿冊も調べてみなければならぬという状況があった。そこで、2015年度（平成27）に整理部門の協力を得て資料タイトルに生死別、氏名の頭文字を補足入力したところ、検索効率が向上し、結果として閲覧室での労力軽減につながった。

⁴¹ 『沖縄タイムス』（2015年1月4日）社説「記憶の継承 体験者の希求を次代へ」

付録：主な文書群の紹介

本籍地名簿

戦後作成され、「留守名簿」の都道府県別索引の性格を持ち、戦時中の本籍市町村単位で整備されている。管理番号順と氏名の五十音順の2つのシリーズがある。項目は(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 徴集年 (4) 任官年 (5) 官等級 (6) 所属部隊名 (7) 復員年月日 (8) 留守名簿番号から成る。軍人、軍属、準軍属を含む。

死亡者原簿

琉球政府または沖縄県が作成した戦没者の名簿。市町村別。項目は(1) 死亡者の所属部隊 (2) 役種官等 (3) 氏名 (4) 生年月日 (5) 本籍 (6) 留守担当者の住所、氏名、続柄 (7) 死亡公報日付 (8) 靖国合祀日付から成る。糸満市の平和祈念公園内にある「平和の礎」の基データになったと思われる。その他に熊本県民生部世話課沖縄係が作成し琉球政府に引き継がれたと思われる「死没者原簿」がある。市町村別になっていて、項目は所属部隊、役官種等、氏名、本籍地、留守担当者の住所、続柄、氏名、死亡年月日、死亡区分、死亡場所、死亡公報、受領遺骨、霊璽、遺骨交付、諸給興金、遺族扶助料、軍人給興金、軍族給興金、発生料、死歿者合祀、遺留品、慰留金、死亡證據書類、摘要等などから成っている。

戦闘参加該当予定者名簿

「戦闘参加者」として準軍属扱いされる予定の一般住民の名簿。戦時中の本籍市町村、50音順。項目は、死亡者の氏名、性別、生年月日、除籍時の本籍、戦闘参加の内容、職域又は団体の内容、死亡年月日、死亡場所、申立者続柄、氏名、住所などから成っている。

本編でも触れたように、沖縄では軍の要請などにより戦闘に協力し任務遂行中に負傷または死亡したとして、一般住民であっても戦闘参加者として援護法が適用される場合があった。その申請手続きには、遺族本人からの「申立書」とその申立の正否について第三者が認証する「現認証明書」が添付されたが、認定されるか否かについては、日本軍にいかにか(積極的)に協力したかが分岐点となった。申請書は各市町村、琉球政府、南連を経て厚生省で厳重に審査されたが、少しでも(消極的な協力)だと判断されると、処理されずに返送された。受け付けられなかった遺族は琉球政府や市町村援護課の職員による(指導)の下、再申立てした。具体的な指導文書は当館所蔵の「戦闘参加者に関する文書」(資料コードR00083675B)などに見ることができる⁴²。

陸軍兵籍簿

兵籍とはいわば「軍人の戸籍」である。陸軍兵籍簿は、陸軍兵籍、陸軍戦時名簿、兵籍異動通報、現認証明書等を個人単位で編綴した人事記録の総称である。陸軍兵籍は常時所管部隊が保管したが、陸軍戦時名簿は動員後には動員部隊が保管した。陸軍戦時名簿⁴³は復員すると再び陸軍兵籍を所管している部隊が管理し、陸軍兵籍は陸軍戦時名簿を原簿として補足訂正が行われた。陸軍兵籍と陸軍戦

⁴² 前掲、石原 pp.44-45

⁴³ 陸軍兵籍と陸軍戦時名簿の項目欄は約80パーセントが合致するとされる。前掲、近藤 p.48

時名簿は「二位一体」の関係にあり、動員後は陸軍戦時名簿が陸軍兵籍の役割を果たした⁴⁴。

戦時中、陸軍兵籍のうち沖縄県本籍のものは沖縄本島にある沖縄連隊区司令部に直送され、沖縄県外本籍のものは本土の各連隊地区司令部に移管することとされた。これにより沖縄県本籍のものは沖縄戦で焼失し、県外本籍のものは現存することになった⁴⁵。

1946年(昭和21)5月、第一復員省は、沖縄県本籍の生存者、死亡者、生死不明者に関する一切の書類、物件、遺骨、遺留品等は熊本地方世話部(旧熊本連隊区司令部)で整理・保管することを決定した。当館が所蔵する陸軍兵籍簿はおそらくその時に集められ、その後厚生省で援護関係業務に使用されてきたもので、1972年(昭和47)5月の日本本土復帰の際に厚生省から沖縄県に移管され、軍歴証明等の事務に用いられた。援護課はその複製を作った後に原本を当館に引渡している⁴⁶。先に触れたとおり、戦中の細かい人事記録が記載されている他、戦後の追跡調査、軍人恩給関係の情報が追加されている場合もある。

留守名簿

戦域が拡大すると、外地から移送中の陸軍戦時名簿が海没したり、空襲によって焼失したりする事態が起き、陸軍人事資料の大量喪失が懸念されたため、1944年末(昭和19)からは外地派遣部隊の陸軍兵籍はそのすべてを出身本籍地の連隊地区司令部が保管することになった⁴⁷。さらに、それまでの陸軍兵籍と陸軍戦時名簿を基軸とした人事資料制度は、新たに留守名簿が作成されることによって、留守部と外地派遣部隊が所管することになった。留守名簿は部隊単位・連名簿形式で作成され、日本本土の留守部と外地派遣部隊間で逐次連絡することにより追加・削除・修正がなされたため、それまで陸軍戦時名簿が果たしていた役割を留守名簿が代わりに果たすようになった。

留守名簿は第32軍隷下部隊において3部作成され、そのうち1部を部隊で保管し、残りの2部は日本本土の東部軍留守部に引渡された。その結果、沖縄で保管されていた陸軍兵籍、陸軍戦時名簿、留守名簿は沖縄戦で焼失したものの、本土で保管されていた留守名簿は焼失を免れて、現在、厚生労働省社会・援護局が保管している⁴⁸。

項目は(1)部隊への編入年月日(2)前所属部隊名と編入年月日(3)本籍地(4)留守担当者の住所・続柄・氏名(5)徴集年(6)任官年(7)役種(8)兵種(9)官等・等級・級俸と発令年月日(10)氏名(11)生年月日(12)俸給給料の留守宅渡の有無(13)留守名簿の補修年月日となっている⁴⁹。留守名簿は陸軍戦時名簿の未記載部分を補える可能性が高いとされている⁵⁰。

靖国神社名簿

沖縄戦など戦没者遺族の組織として1952年(昭和27)2月に発足した琉球遺家族会は、同年11月には琉球遺族連合会と改め、1953年(昭和28)に援護法の沖縄への適用が決まると、同年10月、日

⁴⁴ 前掲、近藤 p.48

⁴⁵ 前掲、近藤 p.50

⁴⁶ 前掲、近藤 p.55。海軍軍人・軍属の軍歴証明事務は都道府県ではなく、厚生労働省社会・援護局の所管のため、その兵籍簿は沖縄県では保管していない。

⁴⁷ これにより外地派遣部隊が携行する陸軍戦時名簿はますます重要性を増すことになったという。前掲、近藤 p.48

⁴⁸ 前掲、近藤 pp.49-52

⁴⁹ 前掲、近藤「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録—工員名簿、工員手帳、共済組合原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」 p.24

⁵⁰ 近藤貴明「地方世話部の設置・解消と地方自治法附則第10条の成立—都道府県援護行政部局の由来と援護行政事務における陸軍人事資料の運用上の課題」『季刊 行政管理研究 第138号』(行政管理研究センター 2012年) p.54

本遺族会の支部となる。以後、学徒隊及び戦闘協力者に対して軍人、軍属扱いすること、対馬丸遭難学童らを準軍属扱いすること、靖国神社を国家護持、護国神社を県で護持奉賛することなどを要請する活動を行った。それを受けて、1953年（昭和28）10月、沖縄の米軍当局は、戦争遺族の靖国神社参拝を認めた。以後、春季と秋季の2回、1955年（昭和30）以降は夏季にも参拝するようになった。1957年（昭和32）10月には靖国神社奉賛会沖縄地方本部が結成された。当初は軍人だけだったが、1958年（昭和33）以降戦闘参加者にも援護法が適用されるようになると、厚生省引揚援護局から「靖国神社合祀事務協力」という形で依頼を受けた琉球政府は、恩給法と援護法で「公務死」と認められた軍人、軍属、準軍属の名簿を「靖国神社合祀者予定名簿」として厚生省引揚援護局に提出した。厚生省はその名簿を靖国神社に送付し、靖国神社でチェックされた後、「靖国神社合祀者名簿」が厚生省経由で琉球政府に送られ、個々の遺族に通知されていった。こうして援護法適用者は自動的に祭神として靖国神社に合祀されることになった。さらに、沖縄からの靖国神社参拝団に対しては厚生省から補助金が支給された⁵¹。このように、合祀の手続きでは一宗教法人である靖国神社と遺族が直接やりとりする関係ではなく、両者の間を厚生省と琉球政府が橋渡ししたことで、政教分離の観点から問題視する見方がある。当館では現在、すべての合祀者名簿が非公開となっている。

⁵¹ 同上、p.37